

生活保護の申請は 「国民の権利」です

アパートの支払
ができない



病気になり働く
ことができない



年金が少なくて
生活できない



医療費の支払が
できない



どなたでも生活保護を必要とする
可能性がありますので、
いつでもためらわずにご相談ください。

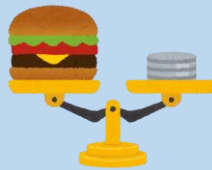
仕事を辞めて
次の仕事がない



預貯金がなくな
り生活できない



物価が高騰して
生活が苦しい



介護利用料の支
払ができない



■問い合わせ・相談先

塩尻市役所 健康福祉事業部 福祉課生活支援係
塩尻市大門七番町3番3号 保健福祉センター1階
電話番号 0263-52-0280 (内線2113・2114)



生活保護はこんな制度です！



生活保護は、生活の中で病気や事故で働けなくなったり、収入がなくなったなど、何らかの原因によって、生活に困っている人に対し、日本国憲法25条の定める「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するとともに、自立した生活ができるよう援助する制度です。

厚生労働省が定める
最低生活費



収入

収入が最低生活費を下回るとき
生活保護費が支給されます

生活保護を利用する手続きの流れ

相談



保護申請



調査・審査
【約2週間】

受給開始
【約2週間】

主な扶助の種類

■生活扶助

食べるもの、衣類、電気、ガス、水道等の日常生活に必要な費用



■住宅扶助

家賃、地代や住宅の補修などに必要な費用



■医療扶助

医療機関での病気やけがの治療に必要な費用



■教育扶助

学用品、教材費、給食費などの義務教育に必要な費用



主な扶助の種類

■出産扶助

出産関係にかかる医療機関での必要な費用



■生業扶助

技能や技術を身につけたり新たに仕事につく費用



■葬祭扶助

葬祭等にかかる必要な費用



■問い合わせ・相談先

塩尻市役所 健康福祉事業部 福祉課生活支援係
塩尻市大門七番町3番3号 保健福祉センター1階
電話番号 0263-52-0280 (内線2113・2114)

